

○内閣府令第 号

投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第百九十八号）第六十七条第五項並びに投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成十二年政令第四百八十号）第六十九条の二並びに金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）第十四条の十五第二号イ及びロ並びに第二十七条第二号イ及びロの規定に基づき、投資信託及び投資法人に関する法律施行規則等の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和七年 月 日

内閣総理大臣 石破 茂

投資信託及び投資法人に関する法律施行規則等の一部を改正する内閣府令

（投資信託及び投資法人に関する法律施行規則の一部改正）

第一条 投資信託及び投資法人に関する法律施行規則（平成十二年総理府令第百二十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍

線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定を加える。

改正後	改正前
(規約の記載事項の細目) 第百五条 法第六十七条第五項に規定する内閣府令で定める細目は、次の各号に掲げる事項の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。 一 法第六十七条第一項第七号に掲げる事項 次に掲げるもの 〔イ〕ホ 略 へ 資産を主として非上場株券等資産（次に掲げるものをいう。） （又は不動産等資産（不動産、不動産の賃借権、地上権、再生可能エネルギー発電設備、公共施設等運営権、これらの資産のみを信託する信託の受益権又は第二百二十一条の二第一項に規定する法人（以下「海外不動産保有法人」という。）の発行済株式（当該発行済株式（当該海外不動産保有法人が有する自己の株式を除く。）の総数に第二百二十一条に規定する率を乗じて得た数を超えて取得する当該発行済株式に限る。）をいう。）に対する投資として運用することを目的とする場合は、その旨 (1) 株券若しくは金融商品取引法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券で株券の性質を有するものであつて金融商品取引所若しくは外国金融商品市場に上場されているもの又は店頭売買有価証券に該当する株券（2）において「上場株券」とい	(規約の記載事項の細目) 第百五条 「同上」 一 「同上」 〔イ〕ホ 同上 へ 資産を主として不動産等資産（不動産、不動産の賃借権、地上権、再生可能エネルギー発電設備、公共施設等運営権、これらの資産のみを信託する信託の受益権又は第二百二十一条の二第一項に規定する法人（以下「海外不動産保有法人」という。）の発行済株式（当該発行済株式（当該海外不動産保有法人が有する自己の株式を除く。）の総数に第二百二十一条に規定する率を乗じて得た数を超えて取得する当該発行済株式に限る。）をいう。）に対する投資として運用することを目的とする場合は、その旨 「加える。」

う。)を発行する者以外の者の発行する株券等(株券、新株予約権証券若しくは新株予約権付社債券又は同号に掲げる有価証券で株券、新株予約権証券若しくは新株予約権付社債券の性質を有するものをいう。(2)において同じ。)

(2) (1)の株券等を取得した後にその株券等を発行する者の発行する株券又は金融商品取引法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券で株券の性質を有するものが上場株券に該当することとなった場合において、引き続き保有する当該株券等(当該株券等が新株予約権証券若しくは新株予約権付社債券又は同号に掲げる有価証券で新株予約権証券若しくは新株予約権付社債券の性質を有するものである場合にあつては、これらの有価証券に係る新株予約権又は外国の者に対する権利で新株予約権の性質を有するものを行使することにより取得する上場株券を含む。)

(3) 投資信託若しくは外国投資信託(信託財産を主として(1)又は(2)に掲げるものに対する投資として運用することを目的とするものに限る。)の受益証券、投資証券若しくは外国投資証券で投資証券に類する証券のうち資産を主として(1)又は(2)に掲げるものに対する投資として運用することを目的とする投資法人若しくは外国投資法人の発行するもの又は金融商品取引法第二条第二項第五号若しくは第六号に掲げる権利のうち当該権利を有する者が出資又は拠出をした金銭その他の財産を主として(1)又は(2)に掲げるものに対して投資する出資対

「加える。」

「加える。」

象事業（同項第五号に規定する出資対象事業をいう。（4）において同じ。）に係るもの (4) 投資信託若しくは外国投資信託（信託財産を主として(1)から(3)までに掲げるものに対する投資として運用することを目的とするものに限る。）の受益証券、投資証券若しくは外国投資証券で投資証券に類する証券のうち資産を主として(1)から(3)までに掲げるものに対する投資として運用することを目的とする投資法人若しくは外国投資法人の発行するもの又は金融商品取引法第二条第二項第五号若しくは第六号に掲げる権利のうち当該権利を有する者が出資又は拠出をした金銭その他の財産を主として(1)から(3)までに掲げるものに対して投資する出資対象事業に係るもの 「ト・チ 略」 「二〇七 略」 （投資主との合意により自己の投資口を取得することができる投資法人が運用の目的とする資産） 第二百二十八条の二 令第六十九条の二に規定する不動産その他の内閣府令で定める資産は、<u>第百五条第一号へに規定する非上場株券等資産又は不動産等資産とする。</u>	「加える。」 「ト・チ 同上」 「二〇七 同上」 （投資主との合意により自己の投資口を取得することができる投資法人が運用の目的とする資産） 第二百二十八条の二 令第六十九条の二に規定する不動産その他の内閣府令で定める資産は、<u>第百五条第一号へに規定する不動産等資産とする。</u>
---	---

備考 表中の「」の記載は注記である。

(有価証券の取引等の規制に関する内閣府令の一部改正)

第二条 有価証券の取引等の規制に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した号を加える。

改正後	(適用除外有価証券等) 第二十五条 「略」 2 令第二十七条第二号イに規定する不動産その他の内閣府令で定める資産は、非上場株券等資産（次に掲げるものをいう。）又は投資信託及び投資法人に関する法律施行規則（平成十二年総理府令第二百二十九号）第二百五条第一号へに規定する不動産等資産をいう。 一 株券若しくは法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券で株券の性質を有するものであつて金融商品取引所若しくは外国金融商品市場に上場されているもの又は店頭売買有価証券に該当する株券（次号において「上場株券」という。）を発行する者以外の者の発行する株券等（株券、新株予約権証券若しくは新株予約権付社債券又は同項第十七号に掲げる有価証券で株券、新株予約権証券若しくは新株予約権付社債券の性質を有するものをいう。次号において同じ。） 二 前号の株券等を取得した後にその株券等を発行する者の発行する株券又は法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券で株券の性質を有するものが上場株券に該当することとなった場合において、引き続き保有する当該株券等（当該株券等が新株予約権証券若しくは新株予約権付社債券又は同号に掲げる有価証券で新株予約権証券若しくは新株予約権付社債券の性質を有するものである場
改正前	(適用除外有価証券等) 第二十五条 「同上」 2 令第二十七条第二号イに規定する不動産その他の内閣府令で定める資産は、投資信託及び投資法人に関する法律施行規則（平成十二年総理府令第二百二十九号）第二百五条第一号へに規定する不動産等資産をいう。 「号を加える。」 「号を加える。」

合にあつては、これらの有価証券に係る新株予約権又は外国の者に対する権利で新株予約権の性質を有するものを行行使することにより取得する上場株券を含む。）

三

投資信託（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第三項に規定する投資信託をいう。次号において同じ。）若しくは外国投資信託（同条第二十四項に規定する外国投資信託をいう。次号において同じ。）（信託財産の総額の百分の五十を超える額を前二号に掲げるものに対する投資として運用することを目的とするものに限る。）の受益証券、投資証券若しくは外国投資証券で投資証券に類する証券のうち資産の総額の百分の五十を超える額を前二号に掲げるものに対する投資として運用することを目的とする投資法人（同条第十二項に規定する投資法人をいう。以下同じ。）

）若しくは外国投資法人（同条第二十五項に規定する外国投資法人をいう。次号において同じ。）の発行するもの又は法第二条第二項第五号若しくは第六号に掲げる権利のうち当該権利を有する者が出資又は抛出した金銭その他の財産の価額の合計額の百分の五十を超える額を充てて前二号に掲げるものに対する投資を行う出資対象事業（同項第五号に規定する出資対象事業をいう。次号において同じ。）に係るもの

四

投資信託若しくは外国投資信託（信託財産の総額の百分の五十を超える額を前三号に掲げるものに対する投資として運用することを目的とするものに限る。）の受益証券、投資証券若しくは外国投資証券で投資証券に類する証券のうち資産の総額の百分の五

「号を加える。」

「号を加える。」

十を超える額を前三号に掲げるものに対する投資として運用することを目的とする投資法人若しくは外国投資法人の発行するもの又は法第二条第二項第五号若しくは第六号に掲げる権利のうち当該権利を有する者が出資又は拠出をした金銭その他の財産の価額の合計額の百分の五十を超える額を充てて前三号に掲げるものに対する投資を行う出資対象事業に係るもの 3 令第二十七条第二号ロに規定する投資法人として内閣府令で定めるものは、最近営業期間（投資信託及び投資法人に関する法律第二百二十九条第二項に規定する営業期間をいう。以下同じ。）の決算（当該決算が公表がされた（法第六十六条第四項に規定する公表がされたをいう。以下この項において同じ。）ものでない場合は、最近営業期間の前営業期間の決算）又は公表がされた情報（最近営業期間がない場合又は最近営業期間の決算が公表されたものでない場合であつて最近営業期間の前営業期間がない場合に限る。）において投資法人の資産の総額のうちに占める前項に規定する非上場株券等資産又は不動産等資産の価額の合計額の割合が百分の五十を超える投資法人とする。	3 令第二十七条第二号ロに規定する投資法人として内閣府令で定めるものは、最近営業期間（投資信託及び投資法人に関する法律第二百二十九条第二項に規定する営業期間をいう。以下同じ。）の決算（当該決算が公表がされた（法第六十六条第四項に規定する公表がされたをいう。以下この項において同じ。）ものでない場合は、最近営業期間の前営業期間の決算）又は公表がされた情報（最近営業期間がない場合又は最近営業期間の決算が公表されたものでない場合であつて最近営業期間の前営業期間がない場合に限る。）において投資法人（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十二項に規定する投資法人をいう。以下同じ。）の資産の総額のうちに占める前項に規定する不動産等資産の価額の合計額の割合が百分の五十を超える投資法人とする。
---	--

備考 表中の「」の記載は注記である。

（金融商品取引法第二章の六の規定による重要情報の公表に関する内閣府令の一部改正）

第三条 金融商品取引法第二章の六の規定による重要情報の公表に関する内閣府令（平成二十九年内閣府令第五十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した号を加える。

改正後	(適用除外有価証券等) 第二条 「略」 2 令第十四条の十五第二号イに規定する不動産その他の内閣府令で定める資産は、非上場株券等資産（次に掲げるものをいう。）又は投資信託及び投資法人に関する法律施行規則（平成十二年総理府令第二百二十九号）第二百五条第一号へに規定する不動産等資産とする。 一 株券若しくは法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券で株券の性質を有するものであつて金融商品取引所若しくは外国金融商品市場（同条第八項第三号ロに規定する外国金融商品市場をいう。）に上場されているもの又は店頭売買有価証券に該当する株券（次号において「上場株券」という。）を発行する者以外の者の発行する株券等（株券、新株予約権証券若しくは新株予約権付社債券又は同条第一項第十七号に掲げる有価証券で株券、新株予約権証券若しくは新株予約権付社債券の性質を有するものをいう。次号において同じ。） 二 前号の株券等を取得した後にその株券等を発行する者の発行する株券又は法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券で株券の性質を有するものが上場株券に該当することとなった場合において、引き続き保有する当該株券等（当該株券等が新株予約権証券若しくは新株予約権付社債券又は同号に掲げる有価証券で新株予約
改正前	(適用除外有価証券等) 第二条 「同上」 2 令第十四条の十五第二号イに規定する不動産その他の内閣府令で定める資産は、投資信託及び投資法人に関する法律施行規則（平成十二年総理府令第二百二十九号）第二百五条第一号へに規定する不動産等資産とする。 「号を加える。」 「号を加える。」

権証券若しくは新株予約権付社債券の性質を有するものである場合にあつては、これらの有価証券に係る新株予約権又は外国の者に対する権利で新株予約権の性質を有するものを行使することにより取得する上場株券を含む。）

三|| 投資信託（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第三項に規定する投資信託をいう。次号において同じ。）若しくは外国投資信託（同条第二十四項に規定する外国投資信託をいう。次号において同じ。）（信託財産の総額の百分の五十を超える額を前二号に掲げるものに対する投資として運用することを目的とするものに限る。）の受益証券、投資証券（法第二条第一項第十一号に掲げる投資証券をいう。以下この号及び次号において同じ。）若しくは外国投資証券（同項第十一号に掲げる外国投資証券をいう。次号において同じ。）で投資証券に類する証券のうち資産の総額の百分の五十を超える額を前二号に掲げるものに対する投資として運用することを目的とする投資法人若しくは外国投資法人（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第二十五項に規定する外国投資法人をいう。次号及び第四条第七号において同じ。）の発行するもの又は法第二条第二項第五号若しくは第六号に掲げる権利のうち当該権利を有する者が出資又は拠出した金銭その他の財産の価額の合計額の百分の五十を超える額を充てて前二号に掲げるものに対する投資を行う出資対象事業（同項第五号に規定する出資対象事業をいう。次号において同じ。）に係るもの

四|| 投資信託若しくは外国投資信託（信託財産の総額の百分の五十

「号を加える。」

「号を加える。」

を超える額を前三号に掲げるものに対する投資として運用することを目的とするものに限る。）の受益証券、投資証券若しくは外国投資証券で投資証券に類する証券のうち資産の総額の百分の五十を超える額を前三号に掲げるものに対する投資として運用することを目的とする投資法人若しくは外国投資法人の発行するもの又は法第二条第二項第五号若しくは第六号に掲げる権利のうち当該権利を有する者が出資又は拠出をした金銭その他の財産の価額の合計額の百分の五十を超える額を充てて前三号に掲げるものに対する投資を行う出資対象事業に係るもの

3

令第十四条の十五第二号ロに規定する投資法人として内閣府令で定めるものは、最近営業期間（投資信託及び投資法人に関する法律第二百二十九条第二項に規定する営業期間をいう。以下この項において同じ。）の決算又は公表された情報（最近営業期間がない場合又は最近営業期間の決算が確定していない場合に限る。）において投資法人の資産の総額のうちに占める前項に規定する非上場株券等資産又は不動産等資産の価額の合計額の割合が百分の五十を超える投資法人とする。

（取引関係者）

第四条 法第二十七条の三十六第一項第一号に規定する金融商品取引業者、登録金融機関、信用格付業者又は投資法人その他の内閣府令で定める者は、次に掲げる者とする。

「一〇六 略」

3

令第十四条の十五第二号ロに規定する投資法人として内閣府令で定めるものは、最近営業期間（投資信託及び投資法人に関する法律第二百二十九条第二項に規定する営業期間をいう。以下この項において同じ。）の決算又は公表された情報（最近営業期間がない場合又は最近営業期間の決算が確定していない場合に限る。）において投資法人の資産の総額のうちに占める前項に規定する不動産等資産の価額の合計額の割合が百分の五十を超える投資法人とする。

（取引関係者）

第四条 「同上」

「一〇六 同上」

七 外国の法令に準拠して設立された法人で外国において金融商品取引業、登録金融機関業務、信用格付業、第五号に規定する業務若しくは高速取引行為と同種類の業務を行う者又は外国投資法人	七 外国の法令に準拠して設立された法人で外国において金融商品取引業、登録金融機関業務、信用格付業、第五号に規定する業務若しくは高速取引行為と同種類の業務を行う者又は投資信託及び投資法人に関する法律第二条第二十五項に規定する外国投資法人
備考 表中の「」の記載は注記である。	

附 則

（施行期日）

第一条 この府令は、公布の日から施行する。

（投資信託及び投資法人に関する法律施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第二条 この府令の施行の際、規約に第一条の規定による改正後の投資信託及び投資法人に関する法律施行規則（以下この条において「新投信法施行規則」という。）第百五条第一号へ（非上場株券等資産に係る部分に限る。）に規定する事項を定めていない投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十二項に規定する投資法人については、新投信法施行規則第百五条（第一号へ（非上場株券等資産に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）の規定は、この府令の施行の日から起算して一年を経過する日までの間は、適用しない。

（罰則に関する経過措置）

第三条 この府令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。